

車上作動処理委託契約業者  
代表者 車上作動責任者の皆様へ

## エアバッグ類の未処理が発見された場合登録取消となります！

平素は、エアバッグ類の適正業務の遂行にご尽力いただきありがとうございます。

2018 年度、車上作動処理業者においてエアバッグ類の未処理によって、車上作動登録の取消または一時停止となった事例が発生しております。つきましては代表者、車上作動責任者の皆様は改めて作業員への車上作動処理の教育・管理徹底をお願いいたします。

### <エアバッグ類未処理車台の原因>

シートベルトプリテンショナーの未処理が最も多く、主に個別作動時の処理忘れ、作動後の確認不足が原因です。



その責任は代表者、車上作動責任者といった管理者の管理・教育が行われていないことにあります。

代表者、車上作動責任者は下記ポイントに従い、改めて作業員の管理・教育を徹底してください。

未処理エアバッグ類が発見された場合は、車上作動登録の取消または一時停止と致しますのでご注意ください。

### <未処理防止のポイント>

▶ 下記 4STEP を行い、エアバッグ類の未処理を防止する。

作動前		作動時	作動後
<p>&lt;STEP1&gt; 車台詳細情報で 装備箇所を確認</p> 	<p>&lt;STEP2&gt; 実車の 装備箇所確認</p>  <p>※エアバッグにはプリテンショナー、 サイド、カーテン等も含まれます</p>	<p>&lt;STEP3&gt; 一括作動ツールを 使用して作動</p> 	<p>&lt;STEP4&gt; 全数処理されて いるか <u>Wチェック</u>※</p> 

※車台詳細情報に記載されたエアバッグ類が全数作動している事を作動後と次工程への搬出時等の  
2回確認し未処理を防止する。

**【重要】エアバッグ類車上作動の実施、引渡報告実績が12か月以上確認できない場合、登録を取消いたします。**

車上作動処理委託契約業者の皆様は、規約第7条に記載の通り、登録した事業所にて継続的に車上作動処理を実施し、引渡報告が必要です。今年度も12月を目処に報告実績のない事業所に取消の通知をさせていただきますので速やかな対応をお願いいたします。

自動車再資源化協力機構（自再協）

TEL: 03-5405-6150 / E-mail: info@jarp.org